

One割安日本株ファンド One割安日本株ファンド (年1回決算型) 追加型投信/国内/株式

※「One割安日本株ファンド」は毎月決算を行うファンドです。

純資産総額が合計で1,000億円を突破しました

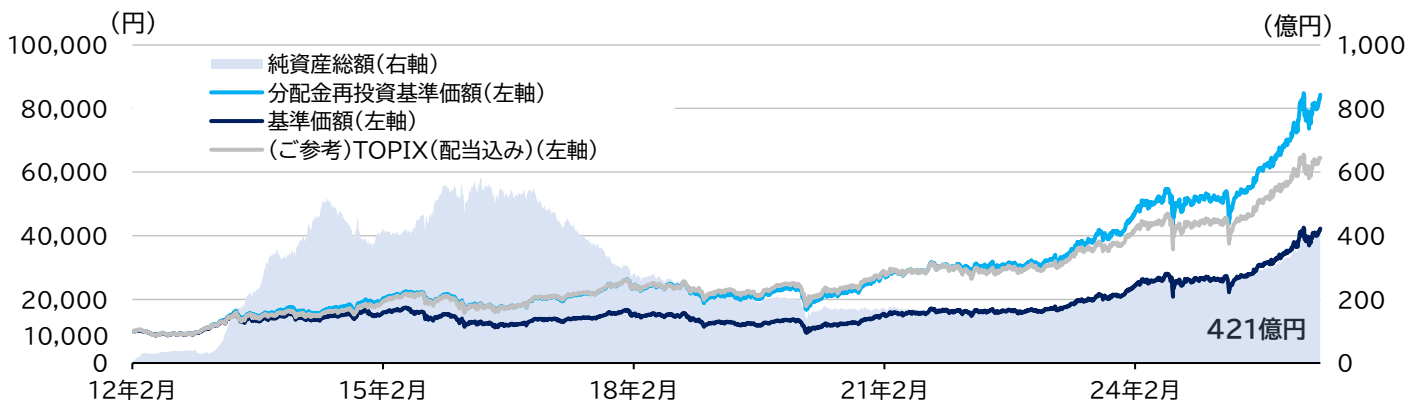
平素は、「One割安日本株ファンド」「One割安日本株ファンド(年1回決算型)」(以下、各ファンドとい
うことがあります。)をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

2026年5月11日に各ファンドの純資産総額の合計が1,000億円を突破いたしました。

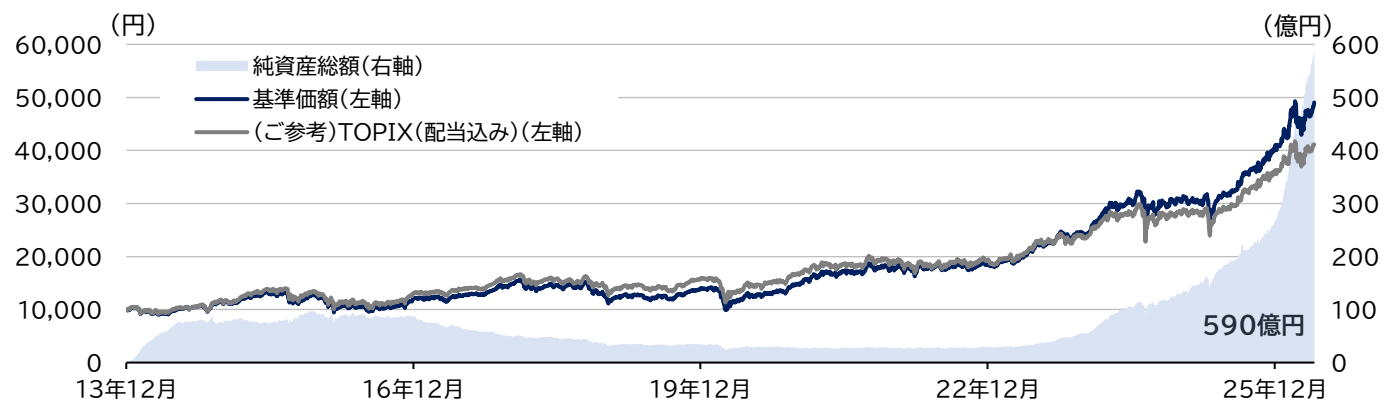
引き続き、みなさまの資産形成に貢献できるように運用を行ってまいります。

設定来の運用実績

One割安日本株ファンド



One割安日本株ファンド(年1回決算型)



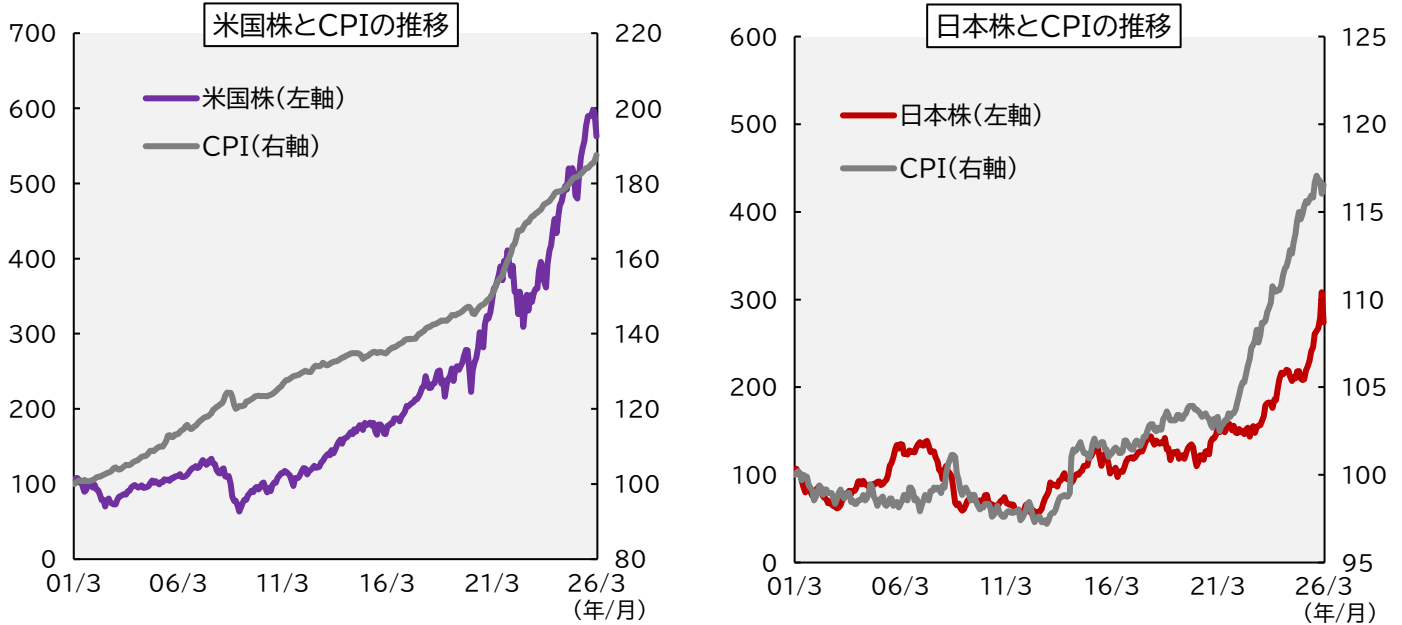
※期間: <上グラフ> 2012年2月22日(設定日前営業日)~2026年5月11日(日次) <下グラフ> 2013年12月12日(設定日前営業日)~2026年5月11日(日次)
 ※基準価額は設定日前営業日を、TOPIX(配当込み)は各ファンド設定日前営業日の終値を10,000円として計算しています。※基準価額は1万口当たり、信託報酬控
 除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※TOPIX(配当込み)は各ファンドの主要投資対象である国内株式の市場動向を示す代表的な指数であり、参考として表示しています。各ファンドのベンチマークでは
 ありません。
 ※<上グラフ> 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※<下グラフ> 2026年5月11日時点において、分配実績はありません。

※上記は過去の情報および運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※7ページの「投資信託ご購入の注意」をご確認ください。

株価とCPI(消費者物価指数)は連動する傾向

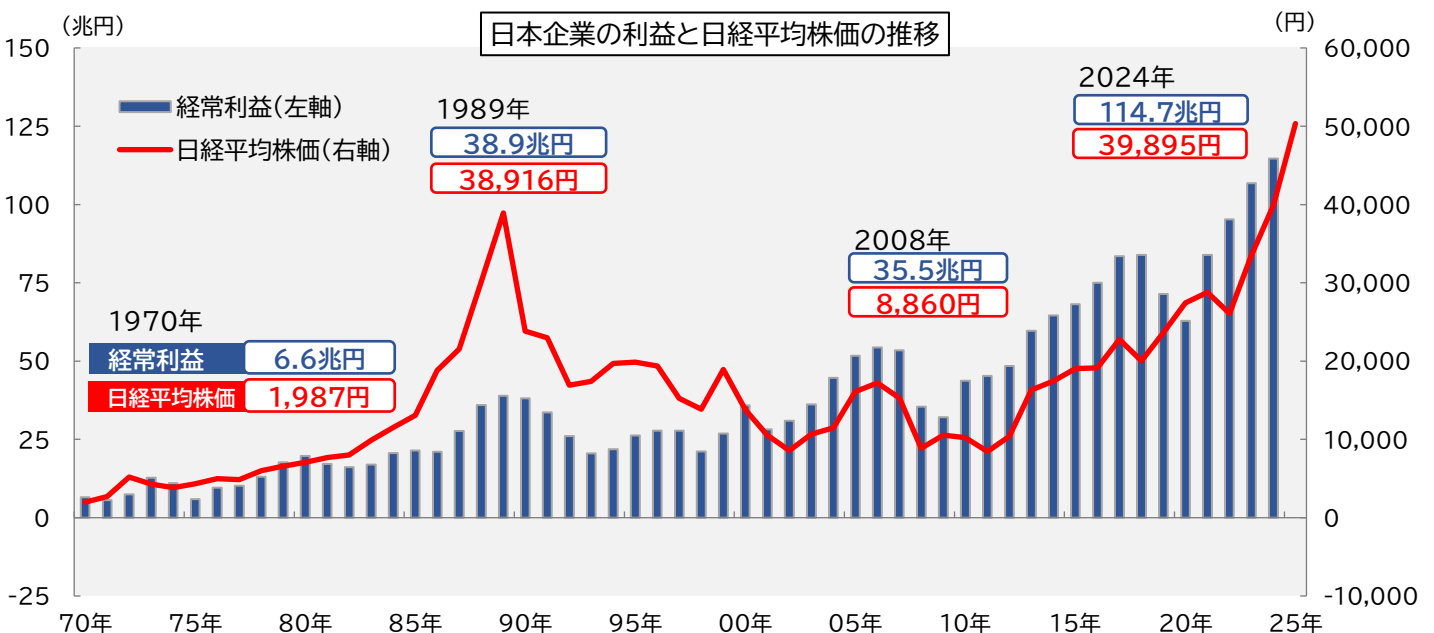
- 過去の米国では、インフレに伴い株価は上昇傾向をたどりました。
- 日本でもインフレが定着しつつあり、中東情勢の長期化には注視が必要なものの、今後の株価上昇が期待されます。



※期間:2001年3月末~2026年3月末(月次)※米国株:S&P 500種指数、日本株:東証株価指数(TOPIX)
 ※米国株、日本株、CPIは2001年3月末を100として指数化
 出所:ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

日本企業の利益は過去最高水準

- 日本企業の経常利益はバブル期の1989年度から2024年度にかけて約2.9倍に拡大しました。
- 2025年末の日経平均株価は5万円を超え、2026年4月23日には、取引時間中として初の6万円台をつけました。利益水準からは、今後も上昇余地があると考えられます。



※期間:1970年~2025年(年度ベース)、ただし日経平均株価は1970年12月末~2025年12月末(暦年ベース)
 ※上記データにおける経常利益は、日本国内の全産業(除く金融業、保険業)のものです。
 出所:財務省、ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報または作成時点の見解であり、将来の動向や投資成果を示唆・保証するものではありません。

※7ページの「投資信託ご購入の注意」をご確認ください。

ファンドの特色 (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

01 わが国の割安株へ投資を行い、相対的に高い配当収入と値上がり益の獲得をめざします。

- 主としてわが国の上場株式の中から、相対的に割安と判断される銘柄へ投資します。

02 運用にあたっては、株価のバリュエーション*1に着目しつつ、それぞれの企業のファンダメンタルズ*2等も勘案します。

- 原則として、配当利回り、PBR(株価純資産倍率)等から割安と判断される銘柄を中心に選定します。
- 組入れにあたっては、企業調査に基づき個別企業の経営戦略や成長性等を評価し、投資魅力度の高い銘柄へ投資します。

*1 企業の利益・資産等の企業価値と比べて、株価が割安か割高かを判断するための指標

*2 企業の業績・財務内容・事業戦略等、経営内容や経営状況の基本情報

03 決算頻度の異なる2つのファンドからご選択いただけます。

毎月決算【One割安日本株ファンド】

- 毎月21日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として配当等収益を中心に分配を行うことを基本とします。
- 毎年6月および12月の決算時には、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

年1回決算【One割安日本株ファンド(年1回決算型)】

- 毎年12月21日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

- ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

- 2つのファンド間でスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチング時には、信託財産留保額がかかるほか、税金、スイッチング手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

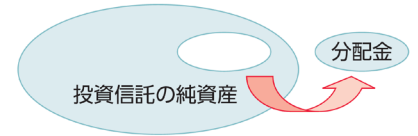
※株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



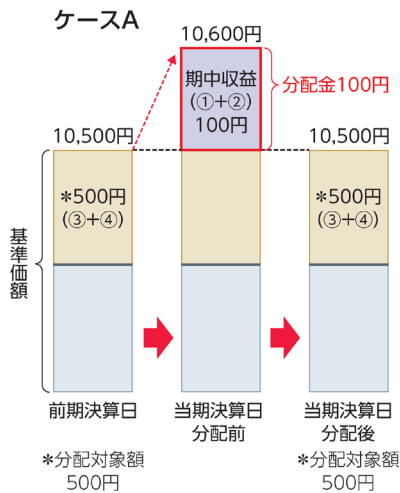
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

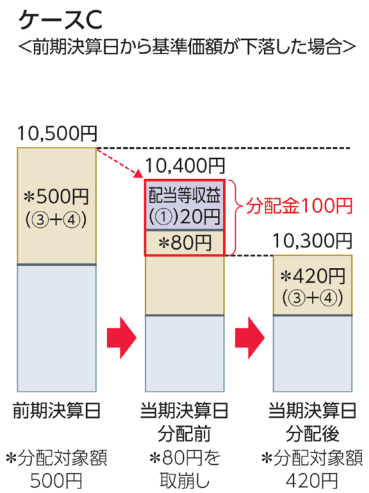
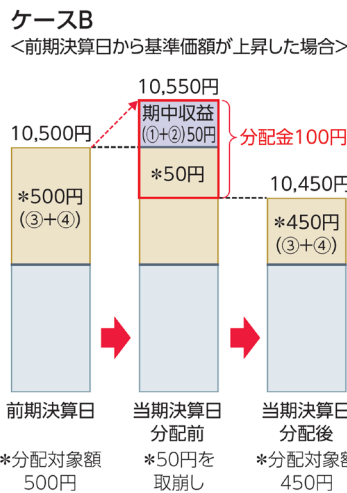
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



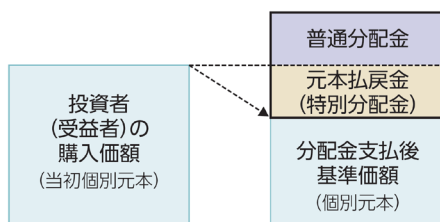
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

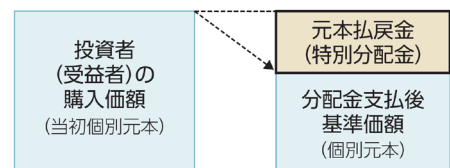
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

ファンドの投資リスク (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

株価変動リスク	ファンドは、株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。
個別銘柄選択リスク	ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でもファンドの基準価額は下がる場合があります。
信用リスク	ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
流動性リスク	ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

【ご留意点】

One割安日本株ファンドとOne割安日本株ファンド(年1回決算型)は同じ投資対象のマザーファンドで運用するファミリーファンド形式ではございません。したがって同じ運用方針・運用プロセスであってもファンドの組入銘柄等ポートフォリオの状況や運用成績が異なる場合があることにご留意ください。

お申込みメモ (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

	One割安日本株ファンド	One割安日本株ファンド(年1回決算型)
購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)	
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	
換金単位	販売会社が定める単位	
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。	
購入・換金 申込受付の中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。	
信託期間	2047年12月23日まで(2012年2月23日設定)	2047年12月23日まで(2013年12月13日設定)
繰上償還	各ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。	
決算日	毎月21日(休業日の場合は翌営業日)	毎年12月21日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
	※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。	
課税関係	各ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時・スイッチング時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。	
	NISAの対象ではありません。	NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
	※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。	
スイッチング	販売会社が定める単位にて、2つのファンド間で乗り換え(スイッチング)が可能です。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。	

ファンドの費用

詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ご購入時	
購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。
スイッチング 手数料	スイッチング時の購入価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金がかかります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。
ご換金時	
換金時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。
保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます。)	
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.265%(税抜1.15%)
その他の費用・ 手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

投資信託ご購入の注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 各ファンドは、株式等の値動きのある有価証券に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 2. 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

著作権等

- S&P 500種指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLCまたはその関連会社は、いかなる指数の資産クラスまたは市場セクターを正確に代表する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証もしません。また、S&P 500種指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。
- 東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
- 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して著作権その他一切の知的財産権を有しています。

委託会社その他関係法人の概要

委託会社	アセットマネジメントOne株式会社	信託財産の運用指図等を行います。
受託会社	みずほ信託銀行株式会社	信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付、収益分配金の再投資、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。	

照会先

アセットマネジメントOne株式会社



コールセンター **0120-104-694**
受付時間: 営業日の午前9時~午後5時



ホームページアドレス
<https://www.am-one.co.jp/>

販売会社 (お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。

2026年5月12日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会	One割安日本株ファンド	One割安日本株ファンド(年1回決算型)
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○		□	□
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○						□
株式会社七十七銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第5号	○		○				□
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第43号	○		○			□	□
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○			□	□
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○			□	□
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○				□
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○			□	□
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	○		○				□
株式会社百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第5号	○		○				□
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○				□
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○			□	
株式会社東和銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第60号	○					□	□
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号	○					□	□
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○					□	※2
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	○		○				□
株式会社高知銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第8号	○					□	□
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号	○						□
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		○	□	□
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○						□
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	○	□	□
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○						□
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○		□	
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○						□
京銀証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第392号	○					□	□
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○				□	□
CHEER証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3299号	○	○					□
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	○	□	□
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○	○	□	□
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○		□	□
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○	□	□
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	○	□	□
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3335号	○	○					□
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	○	□	□
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○			□	□
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○				□	□
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第7号	○					□	□
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○						□
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	○	※1	

(原則、金融機関コード順)

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 2026年5月18日よりお取扱い開始

●その他にもお取扱いを行っている販売会社があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

販売会社 (お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。
○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。

2026年5月12日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会	One割安日本株ファンド	One割安日本株ファンド(年1回決算型)
郡山信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第31号							□
白河信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第36号						□	
あぶくま信用金庫	登録金融機関 東北財務局長(登金)第24号							□
桐生信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第234号						□	
しのめ信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第232号						□	
水戸信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第227号						□	
埼玉縣信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第202号	○					□	
飯能信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第203号							□
平塚信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第196号						□	
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号	○					□	
足立成和信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第144号						□	
三条信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第244号						□	□
福井信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号							□
浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号						□	
瀬戸信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第46号	○						□
知多信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第48号							□
豊川信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第54号						□	
蒲郡信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第32号						□	□
長浜信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第69号						□	□
湖東信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号						□	□
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号	○					□	
京都北都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第54号							□
大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第45号						□	
北おおさか信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第58号							□
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号	○					□	□
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号	○					□	□
但馬信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第67号						□	
玉島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第30号							□
観音寺信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号						□	
幡多信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第24号						□	□
筑後信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第28号						□	
佐賀信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第25号							□
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○			□	□
株式会社肥後銀行(委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○						□
株式会社鹿児島銀行(委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○						□
株式会社京都銀行(委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○			□	□
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○					□	□
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○			□	□

(原則、金融機関コード順)

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※7ページの「投資信託ご購入の注意」をご確認ください。